

## (参考) オンライン資格確認に関する掲示

- 新たな加算では、「オンライン資格確認を行う体制を有していること」と「当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと」を掲示することとなります。
- この掲示に当たって、下記左のPRポスターを活用する場合は、このポスターに加えて「受診した患者に対し、必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと」を何らかに掲示いただくこととなります。
- この対応例として、医療機関において、このポスターに下記右のような紙媒体を貼り付けていただく方法が考えられます。

### 【オンライン資格確認に関する広報物】

#### オンライン資格確認対応施設向けステッカー/ポスター



#### 患者の皆様へ

- 当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
- 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

オンライン資格確認に関するポスター・ステッカー等の広報物は厚生労働省ホームページからもダウンロード可能です。その他患者向け周知素材も公開しているので、ご活用ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16745.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html)